

令和7年度大学入学者選抜に係る大学入学共通テストにおける
新教育課程履修者と旧教育課程履修者等の定義

令和5年7月 一部訂正

新教育課程履修者	① 高等学校（特別支援学校の高等部を含む。以下同じ。） に令和4年4月に入学し、平成30年告示学習指導要領に基 づく教育課程の下で学び、令和7年3月に卒業見込みの者 ② 中等教育学校の後期課程に令和4年4月に進級し、平成 30年告示学習指導要領に基づく教育課程の下で学び、令和 7年3月卒業見込みの者
旧教育課程履修者 等	上記以外の者 * 高等学校等卒業生、高等学校卒業程度認定試験合格者又は合 格見込者、大学入学資格検定合格者、高等専門学校第3学年修 了者又は修了見込者、高等専修学校（文部科学大臣に指定され た高等専修学校に限る。）修了者又は修了見込者、外国の学 校等修了者又は修了見込者、在外教育施設修了者又は修了見込 者、及び高等学校等を令和7年3月卒業見込みであるが入学は 令和4年3月以前の者など上記に該当しない者